



生前整理 デジタル遺品

リストを作りましょう

事例 1

先日父が亡くなった。父が契約していた通販サイトの有料会員を解約したいが、ID・パスワードが分からないため、会員ページにログインできず、手続きが何もできない。（契約当事者：80歳代男性、相談者：50歳代女性）

事例 2

亡くなった妻が利用していた決済アプリの残高が3万円あることが分かった。しかし妻のスマートフォンのロックが解除できないため、詳細が確認できない。（契約当事者：70歳代女性、相談者：70歳代男性）



< デジタル遺品とは >

持ち主が亡くなり遺品となったデジタル機器に保存されたデータやインターネットの登録情報のこと。

- ・ SNS のアカウント
- ・ クレジット情報
- ・ ネットバンキングの情報
- ・ 有料サイトの登録情報 他

● 「デジタル遺品」について、遺族から ID やパスワードが分からず定期購入や月額制のサービスをスムーズに解約できない。ロックが解除できず端末内の電子マネーやネット取引の状況が把握できない等の相談が寄せられています。

● 終活の一環として、**端末ロック解除方法、退会が必要なサイトとその ID やパスワード、ネット関連の金融資産等についてノート等に記し、家族等に伝える手段を講じておきましょう。**

● 遺族の方は、まず契約先に手続きについて確認しましょう。

新手の詐欺

「●●ペイで返金します」に注意！

～ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金する手口～

【事例】 ネットショッピングで商品を銀行振込で購入した消費者が、販売業者からの商品が届かず連絡をすると「商品が準備できないので返金する」と言われた。「払い戻しは●●ペイで行います」とLINEのお友達登録を求められた。ビデオ通話で指示されるがまま●●ペイに数字を入れて入力した。何度か相手から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約10万円の送金していることが分かった。返金してほしい。



国民生活センター報道資料参照

消費者へのアドバイス

・「●●ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！

ネットショッピングの代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。「●●ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォンを操作することはせず、消費生活センターにご相談ください。

屋根工事の点検商法のトラブルが増えています

～典型的な勧誘トークを知っておくことで防げます～



こんなトークにご注意を！！

「近所の工事のご挨拶に来ました。」
「屋根が浮いているみたいですね。
無料で点検してあげます。」

※言葉巧みに近づいて、消費者のドアを開けさせ無料点検を持ちかけてきます！

「このままだと台風が来たら
雨漏りしますよ。」
「瓦が飛んで近所の人にも迷惑
をかけてしまいますよ。」

※はしごを持ってきて屋根に登り、瓦の写真、動画を見せて消費者の不安をあおる手口。写真や動画はあらかじめ業者が用意していたものもあります。屋根は普段から見えない部分なので、消費者は自宅の状態だと信じてしまいます。

「この場で契約するなら特別に安くしますよ。」
「保険金を使って修理すれば
いいじゃないですか。」

※今なら負担が少ないことを強調。損害保険は火災や自然災害など一定の偶然の事故によって住宅等に生じた損害に対して支払われます。経年劣化による損害は対象外です。

【知っておいて！トラブル回避のポイント】

- ・ 突然訪問してきた業者には安易に点検させない。
- ・ すぐに契約せず複数社から見積もりを取るなど十分に検討する。
- ・ 保険金を利用できるというトークには気を付ける。
- ・ クーリング・オフや契約の取消しができる場合がある。
- ・ 困った時には、三島市役所市民生活相談センター内の消費生活センターにご相談ください。

自転車と特定小型原付自転車で着用が努力義務化されたヘルメット

そのヘルメットは安全ですか？

国内では、ヘルメットの安全性に関する任意の規格等がありますが、市販されているヘルメットには、任意の規格等への適合マークが表示されているものと、いないものが販売されています。

■ 適合マークの例



▲ JISマーク



▲ SGマーク



▲ JCF公認マーク



▲ JCF推奨マーク



▲ CEMARK
(EN1078)

規格等への適合マーク表示のないヘルメット9銘柄の衝撃吸収性試験をした結果

- 全ての銘柄が、※1 SG 基準の**衝撃吸収性**を満たしていませんでした。
- 8 銘柄が、SG 基準の**保持装置の強さ**を満たしていませんでした。
- 6 銘柄が、SG 基準の**保持装置の性能**を満たしていませんでした。

※1 SG 基準とは製品安全協会が定めた認定基準に適合しているかを示すもの

国民生活センター資料参照



消費者へのアドバイス

- ✓ 自転車と特定小型原動機付自転車に乗車する際は、安全のためにヘルメットを着用しましょう。
- ✓ ヘルメットは、SG マークなど安全性を示すマークが表示されているものを選びましょう。
- ✓ ヘルメットは、頭部に適合した大きさ・形状のものを正しく着用することで効果を発揮します。取扱説明書を読んで正しく使用しましょう。



消費生活相談をご利用ください

商品のトラブル、通販トラブル等 不安に思ったら、お気軽にご相談ください。

三島市消費生活センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階 市民生活相談センター内 (三島市北田町4-47)

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン **188** (いやや)

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

